

第 13 回議会基本条例案検討委員会会議録

日 時 平成 29 年 1 月 18 日 (水) 開会時間 午前 10 時 20 分
閉会時間 午前 11 時 16 分

場 所 委員会室棟 第 1 委員会室

委員出席者 委員長 前島 茂松
副委員長 上田 仁
委 員 河西 敏郎 塩澤 浩 永井 学 杉山 肇
早川 浩 山田 七穂 小越 智子

委員欠席者 渡辺 英機

議 題 一 議会基本条例 (素案) について

会議の概要 議会基本条例 (素案) について、委員長案が了承された。
委員長案を素案とし、午後からの議会改革検討協議会に提出することが了承され、閉会した。

質疑、討論

(議会基本条例 (素案) について)

前島委員長 事務局の説明に補足させていただくと、第 4 条は速やかに議会運営委員会等を開催することを想定しています。第 5 条は「志ある議員」というところを削除したことは、あくまで地方自治法では議長・副議長は選挙となっているので、削除させていただきました。第 6 条の「回数及び」を削除させていただいたのは、地方自治法で定例会は 4 回と定められています。その他に臨時会というものがありますが、定例会をふやすことはできません。そのかわり会期を審議していただくこととしたい。定例会の招集の権限はあくまで長です。われわれが招集できないわけです。ただ会期については議会が決められるわけですので、そこで調整をさせていただきたい。第 9 条の反問権については、慎重に取り扱ったほうがよい。むしろ我々は少数派を含め、全ての議員のどんな発言でも保証されるという言論の府を守っていくという点では、執行者に対して門戸を開いた質疑が保証される体制が望ましいということで、これは削除させていただきました。それにかわって今の広域行政あるいは議会改革の先進県との交流、いろんなことを含めて都道府県議会との交流、市町村議会との共同事業とかを組み入れさせていただきました。第 33 条については、社会情勢によって条文を見直したりすることは当然あり得ることで、わかりやすく整理させていただきました。

小越委員 委員長が今回この箇所だけを見直しにするとした経過は何でしょうか。前回の

ときも流会の反省に立ちということを入れるべきと発言しました。政務活動費のことも含めて私は話をさせていただきました。意見聴取会でも皆さんから意見がありました。それを参考にして委員長案を出すと聞きましたが、今回出された案に県民の皆さんから出された一番大きな流会の話、政務活動費のこと、これらが全く入っていません。それは委員長が前回のときに、「皆さんの御意見を参考にいたします」という答弁がありましたけれども、今回の案に何も入っていないのですが、それはなぜなのでしょう。御説明ください。

前島委員長 小越委員の発言した流会の反省ということですが、私どもの考えとしましては、やはり基本条例の取り組みというのは平成 24 年から 4 年間にかけて検討してまいりました。一つの事象や事件についてつくり上げてきたものではありません。それもこれも含めて我々は新しい時代に向かって自らを律しながら対応できる地方自治法をさらに補完する条例としたいと思います。したがって、一つの動機から始まったものでないので、御理解をいただきたい。

小越委員 意見聴取会は何だったのか。多くの方が流会の反省に立ってこれをつくったと思っています。そのことに何も触れずにいる。この修正案だけでは到底納得できません。第 4 条から第 5 条には多くの意見がありましたが、何も反映されていない。この委員会の審議の中だけでの回答では県民の皆さんは納得しないと思います。どうしてこのような県民の声を取り入れない基本条例になってしまったのが非常に残念です。それから今出された委員長案の第 9 条ですが、前回の委員会で突然委員長から提案されました。このような議論はこの委員会ではまったく審議していません。先ほどの説明で議会と知事の関係が良好だから趣旨確認はいらないということですが、議会と知事の関係が良好というのはおかしい。そんなことが理由で条文が削られるのはおかしいと思います。

前島委員長 そういう意味ではなくて、反問権ということについては、補足で説明しましたとおり、議員全員が府としての役割を果たしていくためには、発言を保証するという観点からあえて基本条例の中にうたう必要性はないのではないかとことです。全国の都道府県議会を見ましても 2・3 県は反問権を条文に入れているところもありますが、入れている県でも課題もあると伺っています。やはり反問権というのは、我々の議会基本条例にはなじまないのではないかと判断です。むしろこれにかわって組みかえさせていただいたのは都道府県議会との連携、あるいは市町村議会との連携というところのほうがはるかに重要性が高いと思いますので、今回組みかえさせていただきました。

山田（七）委員 この間行われた意見聴取会でどのような意見が出て、それに対してなぜそれが反映されないのかということまでしっかりとお示しして、意見聴取会に来ていただいた方にしっかりと出して行かないことには、何のためにお忙しいところ意見聴取会に来ていただいたのかわからない。県民の皆さんだって意見聴取会に来るためにしっかりと勉強して、何を質問しようかしっかりと考えているわけなので、ここに対してはしっかりと対応しないといけないと思います。もう一点、第 9 条の「知事等による質問趣旨確認」ですが、もともと地方自治法があるということはわかっていますけれども、議長や副議長の立候補制と知事等による質問趣旨確認の二点は山梨県議会基本条例の目玉的な意味合いがあったと思います。議長がおっしゃるように活発な議論というところは当然第 5 条の「議会の運営原則」のところにもしっかりと保証されていますし、知事との関係の中でも第 24 条に「常に緊張を保ちながら」と入っていますので、私はこの第 9 条というのは残しておくべきだと思います。もし課題があってこれからの議会に支障をきたすようであれば、

それを踏まえて 第 29 条にあります 2 年ごとの検証でしっかりと検証すべきです。やりもしないのによいか悪いかはわからないわけです。やってみて問題があるならあるで見直せばよいのであって、最初から文言を除くというのは少し乱暴すぎると思いますが、いかがでしょうか。

前島委員長 繰り返しになりますけれども、反問権については議会条例になじまないと考えています。議会は言論の府であり、不快用語以外の議員の発言は保証されるべきであると考えています。条文の中にうたう必要があるかどうか。執行部はしっこ部としての執行権を行使しているわけですので、我々は議決権としての最大の言論の保証を担保していきたいということで、反問権は今後の検討課題に残したほうがよいのではないかとということで、今回削除させていただきました。

山田（七）委員 委員会の中で何回も揉んで素案として固めたものであるという中で、この反問権についても当然議論が出てきたわけであって委員会の中でも話をさせていただきました。その経緯を踏まえて、前回の委員会での委員長の一言で削除になるというのはどうか。

前島委員長 この文言については慎重に対応してもらいたいと改革検討協議会で言われました。私の周りでもそういう声がありました。決して委員長が独創的にこの提案をしているわけではありません。やはりここは慎重を期しておいたほうがよいという判断で、それよりももっと大切な広域行政を担う県議会として、市町村との連携事業が山梨県予算の大半を占める中で、市町村議会との連携とか都道府県議会との連携ということを取り上げていったほうが基本条例の目玉になるのではないかと考えています。

小越委員 先ほどの話は少数意見の話もちゃんと聞けるからこの第 9 条はいらないということですが、そうではなくて第 5 条の「議会運営の原則」のところが少数会派を含めて議員の発言を保証するというのをわざわざ委員長が削除したわけですよ。議長案の第 5 条の中には「個々の議員の発言を保証すること」と書いてあったわけです。第 9 条をわざわざ削って、突然新しい条文を委員長が考えたから出すのであれば、この委員会で十分に論議してきた前文について、また意見聴取会であんなにも意見が出た流会のことを何も取り上げないで、突然この提案が出てきてこれは大切ですと。それよりも大切な流会のことにはなぜ入れないのか。政務活動費のこと、請願の意見陳述のこと、休日議会の開催のこと、議長案にもそのことが書いてあったわけです。県民の意見を入れるべきだとも言って、そのことがあって第 33 条を削除したと思いますが、他の議会では「県民の意見を勘案して」とわざわざ書いてあるわけです。そこをちゃんと入れればよいではないですか。わざわざ皆さんから出された意見をなぜここに反映しようとししないのか。前回の委員会で参考にしますと言った経過を明らかにしないといけないと県民の皆さんは納得できないと思います。どうして意見が反映されないのか、どうして却下されたのか明らかにして県民に知らせていただきたいと思います。

前島委員長 素案全体について委員一人ひとりに意見を伺いたい。そのあと素案を改革検討協議会、全員協議会に上げて議論をして、そのうえでパブリックコメントに出してもう一回この委員会で仕上げに入るというスケジュールになるかと思っています。最終的に多数決で決めるということは好ましくないで、それぞれの御意見をいただいて、全体の最大公約的な意見に基づいて改革検討協議会に諮りたいと思います。

河西委員 人それぞれいろいろな考え方があると思いますが、この後改革検討協議会や全員協議会でこの前アンケートの結果などを見てもらって、その後もパブリックコメントがあるわけですから、そこでまた意見をもらえばよいのではないかと思います。

塩澤委員 現段階においては、委員会の中で集約させていただいた素案を改革検討協議会に出してもらい、最終的にパブリックコメントで意見をいただく中で修正箇所があるであれば修正していくということによいと思います。あと、第 4 条の「議長及び副議長の責務」というところもこのようにかえてもらったということで、基本条例としては今の素案でよいと思います。これをもとにいろいろな条例や細則等を検討していくということによっていけばよいと思います。

永井委員 改革検討協議会や全員協議会があるので、その中でこれをたたき台として意見をいただくというのもよいと思います。それともう一つ、県民の皆さんの意見の中で逐条解説を作成してほしいという声があったので、細かい具体的な部分はその逐条解説で落とし込んでいけばよいと思います。

杉山委員 今までいろんな意見があった中でまとまった案だと思います。この案でよいのではないかと思います。

早川委員 前文についてそもそも山梨県らしさとか流会の経緯とかがないという県民からの意見がありましたが、逆に言えば前文後半の「しかし、その一方で、」から山梨県らしさだという解釈だと思います。私たちが検討してきた流会の防止策ということで「必要な措置」という文言も入っています。あとは、それを検証するように「定期的」ではなくて、「二年ごと」という部分も入っています。意見聴取会をやったことも前進だったと思います。ただ一つ思うのは、この議会基本条例は議会とか議員のルールだけではないと思います。これは他の議会も議会基本条例は住民に対するマニフェストや住民自治のルールであると思います。大切なのは議会基本条例の形式を整えて運用とか活用の部分で、そこは厳しい目が向けられている部分ですので、そこを締めていかないといけないと思います。

上田副委員長 一番ポイントだったのが、流会が起こってしまったので、不測の事態が起こったらこうしますというのが決まったのは一歩前進であったと思います。もう一つ気付いたのは、第 9 条の都道府県とか市町村との連携は非常に大事なのでここに入れることはむしろよかったと思います。変更前の第 9 条については、質問趣旨の確認であればよいと思いますが、「意見を述べる」というところが議員たちの発言を下げるという趣旨で言葉が強かったのかなと理解します。とは言っても、時間も 2 月議会があるので、例えば委員会としてある程度方向性を出すということになることになるとは思いますが、さまざまな意見を意見聴取会の意見を全て聴くことはできないにしても、例えば政務活動費についてはたくさん意見が出たのですけれども、ここに書いてあるのは「交付するものとする。」とだけです。それを「透明性を図っていくように努力する」とかいう言葉を入れたほうがよいと思いますけれども、仮に今のままでいくとしたら、ある程度多数あった意見について委員会の議論としてそれがなぜこういうことになってしまったのか、ふさわしくないならふさわしいと理由ぐらいは言うておかないと、これからパブリックコメントもあるのでいずれ聞かれたときにどういうことでこのように合意したかよくやっておいたほうがよいと思います。それから、逐条解説はある程度きっちり決めておかないと、そのときそのときで判断が変わってしまうので、必要なところは逐条解説でしっかり縛ったほうがよいと思います。

山田（七）委員 先ほどから言わせていただいておりますけれども、県民の意見に対してなぜこの意見が使われなかったのかはしっかりと対応してもらいたいと思います。あと第 4 条の変更箇所ですが、「不測の事態が起きないように」が「不測の事態が生じたときは」と変わっています。前の方が前向きな表現ですが、なぜ変わったのでしょうか。

前島委員長 総括の部分で説明させていただきます。

小越委員 私はこの議会基本条例に反対します。これが議会の総意であるとはとても賛同できません。県民の皆さんに申し訳ありません。県議会の流会を教訓に基本条例をつくることを全会一致で確認しました。それなのに流会の経過、反省、教訓に全く触れていないこと、基本条例の精神そのものがゆがめられてしまっています。意見聴取会で流会の反省を求める声、流会の経過を書くことが多数出されました。しかし、何も反映されていない。あの意見聴取会は何だったのか。非常に残念で悔しくて悲しい思いです。このことについて既にこの委員会で決まっているからそのことは取り合わないというような発言もありました。第 33 条の見直しの中で県民の意見を聴いて勘案をするということをなぜ削除されたのかと言ったときに、議会基本条例は議会が決めることであり、県民の意見は必要ないと言いつつたことを私は忘れません。ここに条例のスタンスがいかにか県民から遠ざかっているか、県民不在の議会基本条例をつくることに私は非常に残念で仕方ありません。議会基本条例は住民とともに作り上げられるということが今の時代の流れです。後発県である山梨県だからこそ、そのことをもっと肝に銘ずるべきであると思います。一番最初に出された議長案には私は希望を感じていました。流会という文言はありませんでしたが、県民に開かれた議会を目指すという希望を感じていました。流会の反省に立ち、みんなが県民に対して反省してこの議会基本条例をつくらうというその意気を感じたからです。しかし論議の中でどんどん後退し、選挙で選ばれた議員が決めればよいことだとばかりに県民の意見聴取会で指摘されたことも全く反映されないことも、もってのほかです。県民の信頼をさらに深く失墜させることになる。議会は何も反省していないと県民から強く言われると思います。私はこの素案に反対です。委員の一人として非常に残念ですが、議会基本条例は議会の憲法だと言われますが、このままではとても認めるわけにはいきません。私がこの素案に反対であるということを改革検討協議会でも報告していただきたいと思います。私はパブリックコメントで県民の皆さんから良識ある賢明な意見が多数寄せられて、県民に開かれた議会基本条例に大幅に修正されることを心から祈っています。

前島委員長 最後にお尋ねいただいた部分だけ改めて説明させていただきます。まずは、上田委員からいただきました政務活動費のことについては、別に定めることになっています。御承知のように政務活動費については、全国都道府県の中で統一した公開条例になっていまして、皆さん方の政務調査の結果を報告書で既に県民の皆さんに閲覧されていくという時代に入っていまして、「別に定める」とはそこを意味しており、かなり厳しい情報公開が行われているということです。山田委員からあった「不測の事態」についてですが、文言の整理ということで、不測の事態というのは当然議会にもありうるということは歴史的にも経験しています。そういうときに議事が止まってしまう、混乱をしてしまうということを取り返すとそれは政治の歳時記として覚悟しなければならない課題だと思います。そういう事態についてどう対処するかということを経長、副議長の責任はもちろんです。我々議員一人ひとりがどう立ち上がって混乱を防ぐかという課題をお互いに背負っていると思っています。そういう意味で、不測の事態が生じたときにはすぐに議会運営委員会などを要請して必要な措置を講じていただくという点で

文言の整理をさせていただきました。

小越委員のおっしゃった第 33 条については、県民の意見を聴くとありましたが、この条例というものは我々県議会自らが自らを律してつくっていくものです。制定のときには広く県民の意見を聴くということは大事で、今その手続きをやっていきます。しかし、部分的な条文の改正や見直しの際にまで県民の意見を聴くという点ではいかなものかと。条文を廃止したりするときには県民の意見を聴くという手続きは必要だと思いますけれども、見直しという点で一つ一つパブリックコメントにかけたり、県民の意見を聴くという点では、我々が自らつくる条例としていかなものか。そのために 2 年に 1 回は見直すと、見直すことがあってもなくても検討委員会を開くということできっと担保していきたいということですので御理解をいただきたい。

山田（七）委員 もう一度確認したいのですが、去年の 3 月の議会の不測の事態は議長が不信任を可決されてああいう形になった中で、この不測の事態が起きてしまった場合にそういう立場の議長がどう速やかに措置を講ずるのかということが問題になってくると思います。今までのように不測の事態が起きないようにだったらまだわかりませんが、あのときのように起きてしまったらまずいのではないのでしょうか。

前島委員長 そういう事態が起こることそのものが正副議長が重大な責任を負う課題だと思っています。今ある委員会条例にもそれなりの議会の円滑な運営を図るために議会運営委員会を設置するとあります。そのところで調整し合っていく課題だと思っています。

山田（七）委員 不測の事態が起きないように措置するのであればよいのですが、起きてしまったときにどうすればいいのかわからない。不測の事態が起きたときというのは前回のよう議長の不信任案が可決してしまったときですよね。それをならないように措置をしなければまずいのではないのでしょうか。「起きてしまったとき」という意味がわからない。

上田副委員長 不測の事態が起きないように努めることは当たり前で、それでもなおかつ不測の事態が起きたときには流会のようなことにならないようにもう一回縛りをかけましょうという趣旨だと思います。

早川委員 先ほどの意味も含めて逐条解説については、ここですぐ決めるという意味ではなくて、必要だと思います。県民に示すものなので、私たちが決めるものです。逐条解説はつくったほうがよいと思います。それがあやふやになっています。それと、山梨県らしさとか流会の経緯とかを前文に入れる入れないとかについてですが、これは委員長報告なりの中でこういう意見もあったと言ってもらうことも必要だと思います。

前島委員長 皆さんの具体的な御意見は全員協議会にも報告させていただく流れの中で、先ほどお配りしました素案をまずはこのあとの議会改革検討協議会に提出させていただきます。

小越委員 以前も言いましたが、意見聴取会で出された意見の一覧についてですが、これは抜けている意見もありましたので、出された意見を全部皆さんに配付していただきたい。それと委員会でアンケートを取ったと思いますが、アンケートの結果をこの委員会に報告していただきたい。運営上の問題を含めて私たちのこれから糧になると思いますのでこの委員会に報告いただきたい。それと今までの間の議事録を次の委員会やホームページなりに出してもらいたい。

前島委員長 事務局でできる限りの配慮させていただきたい。

以 上

山梨県議会基本条例案検討委員会委員長 前島 茂松